

Ⅱ アクションプラン編

（「教訓」に基づく今後の取組）



アクションプラン編について

■位置づけ

- ・本編「第3部 災害対応の全貌」の災害対応における「教訓」に基づく、今後の取組を整理したものである。
- ・今後も各種計画の見直し等を踏まえ追加・修正・変更を行う。
- ・本編では、「教訓」は「住民・地域・事業者」、「行政」、「官民連携」の3つの区分で整理しているが、アクションプラン編では「行政」及び「官民連携」の2つの区分のものを抽出している。
- ・今後7年（短期3か年、中期2か年、長期2か年）を見据え、町が主導する「今後の取組」について、実施内容、実施時期、実施主体（担当課等）を明記する。

■実施時期

- ・実施時期を3区分（短期、中期、長期）とし、取組の実施時期を明確にする。

区分	始期	終期	期間
短期	令和 8 年度	令和 10 年度	3か年
中期	令和 11 年度	令和 12 年度	2か年
長期	令和 13 年度	令和 14 年度	2か年

■実施主体

- ・「行政」及び「官民連携」の担当課等を記載している。

1 - 1 地域住民、地域団体、地元事業者等

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	防災士の連携促進・自主防災組織の充実	▶ 防災士や自主防災組織が主体的かつ連携して実施できる訓練等の機会を増やす。	▶ 地域の防災リーダーとなる防災士が増加するよう、企業や団体等に呼びかける。	○	○	○	総務課
			▶ 防災士研修や訓練等を実施し、地域の防災リーダーを育成する。	○	○	○	総務課
			▶ 自主防災組織の結成を促進し、地域の防災活動を支援する。	○	○	○	総務課
			▶ 地域住民が地域団体や地元事業者等と連携し、防災活動を実施できるよう取組を進める。	○	○	○	総務課 関係課

1-2 能登町役場

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	災害発生直後の初動対応の迅速化	▶ 災害対策本部会議の立ち上げ手順や非常時優先業務の確認など、発災当日の参集職員に向けた体制を強化する。	▶ 発災直後に迅速かつ的確に行動できるよう、災害時職員行動マニュアルを作成する。	○			総務課
			▶ 災害対策本部設置・運営訓練を実施する。	○	○	○	総務課
2	役場を避難所にしたことへの対応と来庁者への対応	▶ 役場の避難所機能の是非を検討するとともに、職員の初動の役割を明確にしたマニュアルを作成する。	▶ 災害対応拠点となる役場内の各スペースの活用方法を検討する。	○			総務課
			▶ 災害時職員行動マニュアルを作成する。	○			総務課
3	目標管理型の災害対応への移行	▶ ロードマップを用いた目標管理型の災害対応が早期に可能となるように、作成・運用を前提にした災害対策本部の運営を検討する。	▶ ロードマップを用いた目標管理型の訓練を実施する。	○	○	○	総務課
4	災害時における庁舎レイアウトの再検討	▶ 災害対策本部会議の場所など災害時のレイアウトを事前に検討するほか、災害対応拠点の役割の重要性について、理解促進を図る。	▶ 災害対策本部体制(会議、オペレーションルーム等)のレイアウトを検討する。	○			総務課
			▶ 災害対策本部体制の役割の理解促進を図るための職員研修や訓練を実施する。	○	○	○	総務課
5	災害対策本部・各課間の情報共有形式の見直し	▶ 災害対応の情報共有が属人的にならず、可能な限り庁内全体で各対応の状況が把握できるよう、情報共有のフォーマットや体制構築の在り方を検討する。	▶ 災害対策本部及び各課間の情報共有のための様式を作成する。	○			総務課
			▶ 災害対策本部及び各課間において、迅速かつ的確に情報共有を図ることができるよう、災害対策本部設置・運営訓練等を実施する。	○	○	○	総務課
6	業務の優先順位の整理と外部との連携体制の構築	▶ 人員を要する業務を特定し、対応の優先順位を明確にする。 ▶ 他自治体や企業及び民間団体等との連携強化を図る。	▶ 業務継続計画の見直しを行う。	○			総務課
			▶ 他自治体や企業・団体等との災害時応援協定を締結する。	○	○	○	関係課
			▶ 協定内容を確認するとともに、連絡体制の確認を毎年度当初に行う。	○	○	○	関係課
7	町指定管理施設の管理運営組織との連携促進	▶ 災害時に町指定管理施設の管理運営組織が柔軟な対応が行えるよう、災害時の役割を明確化する。	▶ 災害時応援協定を締結するとともに、連携した訓練の実施や災害時の対応について協議する。	○	○	○	関係課
8	フェーズフリーの推進	▶ 平時に使用している施設・設備・物品等が、災害時にもそのまま機能を発揮できるよう、平時と災害時の利用を両立させる整備を推進する。	▶ フェーズフリーの考え方を共有し、施設、設備、物品等の導入・更新にあたっては、災害時の活用を前提とした検討を行う。	○	○	○	関係課

1-3 国・県・関係機関等

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	実効性のある受援体制の構築	▶ 関係機関と平時から連絡窓口と連絡先を明確にし、実効性のある受援体制の構築を図る。	▶ 受援計画の見直しを行う。	○			総務課
			▶ 関係機関、協定締結先の情報の更新・確認を毎年度当初に実施する。	○	○	○	関係課
			▶ 協定内容を理解できる応援要請や受援の手順確認を含めた受援対応訓練を実施する。	○	○	○	総務課 関係課
2	応援職員のスキルに基づく業務最適配置	▶ 応援者に求める業務内容・スキル(ニーズ)を整理する。	▶ 発災時に応援者に求める業務内容やスキルを把握できるよう、応援者の情報を取りまとめるための様式を作成する。	○			総務課
3	応援部隊・職員の活動拠点の確保	▶ 応援部隊や各自治体からの応援職員等の活動拠点となる施設や利用方法を事前に検討する。	▶ 活動拠点を考慮した受援計画を策定する。	○	○		総務課 関係課
4	情報共有・連絡システムの明確化	▶ 関係機関同士の連絡システムを整理する。	▶ 国・県と連携し、応援職員やリエゾンの支援が入ることを想定した受援対応訓練を実施する。	○	○	○	総務課 関係課

1-4 地域外からの企業、NPO、ボランティア等

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	企業、団体、ボランティア等との平時からのネットワーク強化	▶ 企業や団体等との更なる連携協定の締結や、平時からの事前協議を行い、官民連携を強化する。	▶ 企業や団体等と災害時応援協定の締結を図る。	○	○	○	関係課
			▶ 協定締結先の情報の更新・確認を年度当初に実施する。	○	○	○	関係課
			▶ 企業、団体、ボランティア等が参加する訓練を実施する。	○	○	○	総務課
2	関係企業や団体、ボランティア団体が専門及び強みとする分野の把握	▶ 関係企業、団体、ボランティア団体の支援内容について具体的に把握する。	▶ 関係企業、団体、ボランティア団体と災害時の役割を協議し、専門性や強みを把握する。	○	○	○	関係課
		▶ 民間ボランティア団体と共同で訓練を実施するなど、連携強化を進める。	▶ 企業、NPO、ボランティア等が参加する訓練を実施する。	○	○	○	総務課

2-1 情報の受発信

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	複数かつ円滑な情報収集手段の確保	▶ 複数の連絡手段を確保し、被災状況等を迅速に情報収集ができるようにする。	▶ 無線通信、衛星携帯電話、インターネット等、情報収集手段の多重化を検討する。	○	○	○	総務課
		▶ 災害対策本部と避難所間の円滑な情報共有方法を検討する。	▶ 通信手段、フォーム等を含め、災害対策本部、避難所間の円滑な情報共有方法を検討する。	○	○		総務課
		▶ 情報網が途絶された場合、紙媒体で最新情報を発信することも念頭においた対応を行う。	▶ 災害時の広報発信訓練を実施する。	○	○	○	総務課
2	広報内容の統一化	▶ 災害対策本部で情報を整理し、各避難所等を経由して伝達する方法を確立する。	▶ 避難所運営マニュアルに情報伝達について記載するとともに、避難所における災害情報伝達訓練を実施する。	○	○	○	総務課
3	広報に関する体制・人員の確保	▶ 専任の職員を配置し、情報を確実に発信できる体制を構築する。また、報道機関の対応は、一括して情報提供する仕組みを構築する。	▶ 災害時における広報担当職員を決定する。	○			総務課
			▶ 模擬記者会見なども含めた災害対策本部の設置・運営訓練を実施する。	○	○	○	総務課
4	災害広報・情報発信マニュアルの整備	▶ 災害時の広報・情報発信に関するマニュアルを県や先進自治体の事例などを参考に整備する。	▶ 県と連携し、災害時の広報マニュアルを作成し、県と連携した訓練を実施する。	○	○		総務課

2-2 救助・救出、安全確保

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	応援部隊・職員 の活動拠点の確保	▶ 救急救助部隊や各自治体からの応援職員等の活動拠点となる施設や利用方法を事前に検討する。	▶ 活動拠点を考慮した受援計画を策定する。	○			総務課
2	消防本部の内部連携および関係機関等との情報共有体制の見直し	▶ 平時から体制や連携方法を検討する。	▶ 消防と関係機関間の情報連携方法を再確認するとともに、情報伝達訓練を実施する。	○	○	○	総務課 消防
3	孤立が見込まれる集落との通信確保の検討	▶ 災害時にもつながりやすい通信手段の整備等を検討する。	▶ 県と連携し、孤立集落との通信手段の整備等を検討する。	○	○	○	総務課
4	救護所設置の検討・判断	▶ 公立宇出津総合病院や能登北部医師会と平時から体制や連携方法を検討する。	▶ 関係機関等と連携し、救護所の設置場所や体制、連携方法等を検討する。	○	○	○	健康福祉課

2-3 避難行動・避難所運営

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	避難所運営マニュアル等の見直し	▶ 経験に基づき、災害時に有効に活用できるよう各種マニュアルの見直しを実施する。	▶ 様々な主体にとって理解しやすく、実効性のある避難所運営マニュアルを作成する。	○			総務課
2	避難者の名簿作成及び健康管理等におけるデジタル・新技術の検討	▶ 県と連携し、平時からマイナンバーカード等の活用による氏名等の名簿データ化を検討する。また、把握した情報の共有の在り方を検討する。	▶ 県と連携し、マイナンバーカード等を活用した避難所名簿の作成方法を検討する。	○	○		総務課
3	広域避難を見据えた要配慮者への対応	▶ 1.5次避難及び2次避難対策として、県と連携し、送り出しと受入れの円滑化のための情報共有体制を整備する。	▶ 県と連携し、優先的支援対象者を明確化するとともに、緊急度のランクを事前に設定する。	○	○	○	総務課 健康福祉課
4	災害対策本部と避難所の情報伝達	▶ 県と連携し、衛星通信資機材等の整備を進めるとともに、避難所情報の連絡・情報共有体制を構築する。	▶ 県と連携し、Starlink等の通信資機材の導入を検討する。	○			総務課
			▶ 避難所と災害対策本部との情報伝達訓練を実施する。	○	○	○	総務課
5	多言語ツールの配置	▶ 外国人への対応として多言語ツールを各指定避難所に配置することや、広報ではやさしい日本語を使用することを検討する。	▶ 外国人避難者へ対応するための多言語ツールを作成し、各指定避難所へ配備する。	○	○		総務課
			▶ 外国人対応として、避難所での広報は、やさしい日本語をできる限り使用する。	○	○		総務課
6	在宅避難者等の理解促進と対応の工夫	▶ 在宅・車中泊避難者も被災者であることをふまえ、在宅避難者向けの物資や情報の提供の仕方を検討する。	▶ 在宅避難者向けの支援物資や情報の提供方法の方針を決定するとともに、地域と共有する。	○	○		総務課
7	小中学校、公民館等の施設管理者との連携	▶ 発災直後に小中学校や公民館等の施設管理者等(教員や学校校務員等)の協力が得られるよう、役割分担や協力体制を事前に協議する。	▶ 避難所運営マニュアルを作成し、施設管理者等と共有する。	○			総務課 教育委員会 事務局
			▶ 避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練を実施する。	○	○	○	総務課 教育委員会 事務局
8	様々な主体が連携した避難所運営	▶ 避難所運営に関し、応援職員やボランティア団体による支援の受入れ、民間委託が早期に行えるよう体制を検討する。 ▶ 住民主体の避難所運営ができるよう避難所運営マニュアルを見直すとともに、自主運営への移行の促進を目的とした、避難者への役割付与のあり方を検討する。	▶ 様々な主体が運営に係ることを想定した避難所運営マニュアルを作成する。	○			総務課

2-4 備蓄物資、物資輸送・管理

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	次なる災害を想定した公的備蓄の確保／避難所における備蓄確保	▶ 外部からの支援が見込まれるまでの発災3日間は町内で対応できるよう、備蓄の在り方(町内流通備蓄を含む)を検討する。	▶ 町の備蓄物資の品目・数量・配置場所等の見直しを行う。	○			総務課
			▶ 備蓄計画に基づき、計画的に備蓄物資を購入、配備を行う。	○	○	○	総務課
			▶ 町内事業者等と災害時応援協定を締結する。	○	○	○	総務課
2	災害時に効率的な物資輸送・管理が可能な備蓄倉庫・拠点の整備	▶ 物資の備蓄と集配送が行える拠点を整備する。	▶ 新たな備蓄・物資集配拠点の整備を行う。	○			総務課
3	義援物資の取扱ルールの設定	▶ 個人からの義援物資は断る方針を町のホームページやSNSなどで広く周知し、善意の物資が無駄にならないよう事前に明確なルールを設ける。	▶ 義援物資に対する対応方針とその発信体制を決める。	○			総務課
4	物資供給体制の構築	▶ 物資供給を担う体制を見直し、災害時に確実に物資を供給できる体制を構築する。	▶ 災害時の物資輸送・管理体制を構築する。	○			総務課 企画財政課
5	ドローン等の最新技術を活用した物資輸送	▶ 発災時の配送手段として最新技術を活用できるよう、平時に訓練や実証実験を国・県・民間事業者と連携して実施する。	▶ ドローン等の最新技術を活用した訓練や実証実験を県や民間事業者等と連携して実施する。	○	○	○	総務課
6	物資輸送事業者との官民連携による物資輸送・管理体制の強化	▶ 発災後早期に協定締結先の物資輸送事業者へ物資の輸送・管理を移管できるように、災害時の物資輸送・管理体制強化を図る。	▶ 物資配送事業者等と、災害時物資管理・輸送に関する体制や運営方法等を協議するとともに、物資管理・輸送訓練を実施する。	○	○	○	総務課 企画財政課
7	物資配送マニュアルの策定・合同訓練の実施	▶ 物資配送の際に必要なデータ、権限、動きを確認できるよう、物資配送マニュアルを策定し、訓練を実施する。	▶ 物資配送事業者等と連携し、物資配送マニュアルを策定する。	○	○		総務課 企画財政課
			▶ 物資配送事業者等と連携して物資管理・輸送訓練を実施する。	○	○	○	総務課 企画財政課
8	避難所及び避難所外における物資の配分計画の設定	▶ 物資の配分計画(要配慮者などへの優先配布や在宅避難者や車中泊避難者等への対応)を検討する。	▶ 要配慮者や在宅避難者、車中泊避難者への物資配布の配布方法等を検討する。	○	○	○	総務課 企画財政課

2-5 インフラ・ライフライン

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	道路情報共有のためのデジタルツールの導入	▶ 県と市町村の間で道路啓開の情報をデジタル上で共有でき、住民への情報発信にも繋げやすいデジタルツールの情報集約のあり方を検討する。	▶ 県と連携し、道路情報等に関しデジタルツールを活用した共有方法を検討する。	○	○	○	建設水道課
2	上下水の復旧時期の揭示	▶ 特に住民や地域の事業者にとって、水道の再開時期の揭示はその後の生活再建の目安になるため、可能な限り早期に揭示する。	▶ 水道の再開時期の揭示はその後の生活再建の目安になるため、可能な限り早期に揭示する。	○	○	○	建設水道課
3	給水に必要な資機材の配備	▶ 給水車の導入配備を行う。	▶ 給水車を導入し、配備を行う。	○			総務課 建設水道課
4	上下水道施設の耐震化	▶ 県と連携し、上下水道施設の耐震化を引き続き推進する。	▶ 上下水道施設の耐震化を推進する。	○	○	○	建設水道課
5	道路等の応急復旧に関する町と町内事業者との連携の強化	▶ 早期復旧に資するため、すでに締結している協定を生かし、災害時の連携について平時から町及び事業者間で顔の見える関係を維持する。	▶ 建設事業者が迅速に災害対応を実施できるよう、災害時の役割分担等について協議する。	○	○	○	建設水道課
			▶ 協定締結先の情報の更新・確認を定期的実施し、共有を図る。	○	○	○	総務課 関係課
6	給水における自主防災組織との連携の強化	▶ 訓練の実施などを通して、自主防災組織との連携方法を確立し、住民との協力関係をより強固にする。	▶ 給水に関する住民参加型の訓練を避難所運営訓練等とあわせて実施する。	○	○	○	総務課 建設水道課
7	自己水の活用	▶ 地域内における自己水(井戸等)の分布を共有し、災害時における活用を推進する。	▶ 自己水(井戸等)を災害時に活用できるよう、地域内の分布状況の把握を推進する。	○	○	○	総務課

2-6 保健、医療、福祉

No.	検証で得られたこと		今後の取組				実施主体
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			
				短期	中期	長期	
1	応援者や関係機関等との連携体制の強化・見直し	▶ 平時から体制や連携方法を検討する。	▶ 国・県と連携して災害時医療に関する合同訓練を実施する。	○	○	○	健康福祉課 宇出津病院
2	平時からの事業者への補償・制度等の周知	▶ 平時より災害時の対応に備えた関連制度を周知する機会をつくる。	▶ 事業者向けの補償・制度等に関する広報チラシを作成し、普及・啓発を行う。	○	○	○	ふるさと振興課 健康福祉課
3	県と連携したところのケア研修の受講促進	▶ 支援者へのところのケアとして、県と連携し関係機関の研修受講を促す。	▶ 県と連携し、支援者へのところのケア研修を実施する。	○	○	○	総務課 健康福祉課
4	福祉避難所の効果的な運営のための体制づくり	▶ 県と連携し、ボランティアや外部団体による支援の受入れ等を早期に行えるように協定の締結を推進し、福祉避難所運営マニュアルを見直す。	▶ 社会福祉団体等と福祉避難所に関する災害時応援協定を締結する。	○			健康福祉課
		▶ 県と連携し、福祉避難所運営に協力できる民間事業者や団体等と協働体制を構築する。	▶ 民間事業者や団体等との連携も想定した福祉避難所の運営マニュアルを作成する。	○			健康福祉課
5	個別避難計画の作成推進	▶ 訪問看護や福祉サービス利用者を中心に個別避難計画の作成を進める。	▶ 避難行動要支援者の個別計画の作成を進め、緊急度や支援内容を明記する。	○	○	○	健康福祉課

2-7 教育、子育て

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	教育環境の確保に向けた平時の連携	▶ 平時から学校・公民館・教育委員会・防災部局・地域住民（自主防災組織）で、平時から発災時の施設利用ルールや再開手順について協議・共有しておく。	▶ 再開手順等について、関係機関と協議し、共有する。	○	○	○	教育委員会事務局
2	避難所運営マニュアル等の見直しと訓練の実施	▶ 施設管理者や教職員の協力のもと、避難所運営マニュアルの見直し等を行う。	▶ 避難所運営マニュアルを施設管理者等と連携して作成し、共有する。	○			総務課 教育委員会事務局
			▶ 避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練を実施する。	○	○	○	総務課 教育委員会事務局
3	安全確保と受援体制の整備	▶ 応急危険度判定などの安全確認を迅速に行うため、専門家派遣の受入体制を整備しておく。 ▶ 外部の人的・物的支援を積極的に受け入れる「受援力」を高める。あわせて、支援者が円滑に活動できるよう、平時から業務の切り出しやマニュアル化を進めておく。	▶ 専門家や支援団体と日常的な連携を図り、受援体制を整備する。	○	○		教育委員会事務局
4	心身のケアと安心できる教育・保育活動の確保	▶ 「日常を取り戻す」ことを主眼に置き、子ども同士の交流や安心感の醸成を優先したカリキュラム編成を行う。 ▶ 心のケアは長期にわたることを前提とし、専門家との連携体制を維持するとともに、教職員自身も相談できる体制や支援環境を整える。	▶ カリキュラム編成や心身のケアについて、ノウハウを整理し、継承する。	○	○	○	健康福祉課 教育委員会事務局
5	防災教育の継続	▶ 今般の能登半島地震及び奥能登豪雨をふまえ、次の世代への伝承を見据え防災教育を継続する。 ▶ 中学校の統合等も見据え、継続的に防災教育・訓練を実施できるよう、避難場所の再確認等、防災訓練の内容を必要に応じて見直す。	▶ 知見や教訓を学び、伝えることができるよう、各小中学校で防災教育を推進するとともに、実践的な訓練を実施する。	○	○	○	教育委員会事務局
6	「給食」の枠を超えた「昼食」の提供による学校再開	▶ 平時の基準（栄養バランスや厳格な衛生基準）を一時的に緩和し、「まずは空腹を満たす」「温かいものを食べる」ことを最優先にする柔軟な判断が必要である。 ▶ 行政の備蓄や流通ルートだけでなく、民間支援団体などの「外部の炊き出し能力」を学校運営に組み込むことが有効である。平時から支援団体とのネットワークを持って	▶ 平時から支援団体とのネットワークの構築や調理業務委託先との災害対応について協議し災害時における給食対応のマニュアル化を進め関係機関と共有する。	○	○		教育委員会事務局

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
		おくことで迅速な食事提供につながる。					
7	授業中の被災を想定した学校備蓄	▶ 生徒数日間分の食料備蓄のほか、停電・断水下でも衛生環境を保つ設備の検討や、心のケアに繋がる通信環境(Wi-Fi)の維持の強化を図る。	▶ 小中学校での備蓄物資を検討する。	○	○	○	教育委員会事務局
			▶ 小中学校での衛生環境設備、通信環境の強化を検討する。	○	○		教育委員会事務局
8	特性に配慮した食品の備蓄	▶ こども園・小中学校では、食物アレルギー対応食品やレトルトの離乳食等、特性に配慮した食品の備蓄を行う。	▶ こども園・小中学校での備蓄を実施する。	○	○	○	健康福祉課 教育委員会事務局
9	学びの継続とICT活用	▶ 柔軟な発想のもと、オンライン学習の活用やサテライト教室の設置など、状況に応じた複数の「学びの継続」手段を準備しておく。 ▶ 1人1台端末は災害時の重要なライフラインとなるため、持ち帰り運用や充電環境の確保を各学校の防災計画等に位置づけておく。	▶ 学びの継続のための柔軟な対応ができるよう、ノウハウを整理し、継承する。	○	○	○	教育委員会事務局
10	合同授業の実施	▶ 児童・生徒の学びの継続、心のケア及びその後の復旧・復興に資するよう合同授業のできる体制を継続する。	▶ 状況に応じ合同授業が実施できる体制やノウハウを継承する。	○	○	○	教育委員会事務局
11	地域の歴史・文化遺産保護	▶ 国や県と連携しつつ、指定文化財の被災状況の確認や、未指定文化財の保護(住民への呼びかけ)を迅速におこなう。	▶ 被災文化財や文化財レスキューで救出された資料を整理保存し、後世への継承を図る。	○	○	○	教育委員会事務局
12	こどもの居場所の開設	▶ 速やかにこどもの居場所を開設できるように、平時から居場所づくりに関係する組織・団体とのネットワークを構築する。	▶ 居場所づくりに関係する組織・団体との連携を図るためのネットワークを構成する。	○	○	○	健康福祉課

2-8 産業、観光

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	事業者にわかりやすい制度の案内・説明	▶ 商工会等と連携し、事業者向けにわかりやすい説明の方法や体制を検討する。	▶ 県や商工会等と連携し、支援制度の利用を促進できるように、事業者向けの支援制度の説明方法等を検討する。	○			ふるさと振興課
2	事業者が利用しやすい補助制度の制定	▶ 国や県の制度と連動して事業者が利用しやすい補助制度を検討する。	▶ 国や県と連携し、事業者向けの更なる支援制度を検討する。	○			ふるさと振興課
3	支援機関による情報共有体制の構築	▶ 平時から支援機関同士の関係性をつくり、初動体制を構築する。	▶ 災害時に迅速に対応できるように、町と支援機関同士で初動体制や役割等を協議する。	○			ふるさと振興課
4	補助制度活用のための伴走支援体制の構築	▶ 町や商工会等の業界は相互に連携して、補助制度利用のための伴走支援をする体制を構築する。	▶ 町と商工会等が連携し、事業者向けの支援制度の説明会等を定期的実施する。	○	○	○	ふるさと振興課
5	事業継続できる体制構築の支援	▶ 災害時においても事業が継続できるように、事業者による事業継続計画(BCP)の策定や事業者間の連携等の取組を、県や町、商工会等が支援する。	▶ 事業者による事業継続計画(BCP)の策定や事業者間の連携等の取組を、県や町、商工会等と連携し、支援する。	○	○	○	ふるさと振興課

2-9 被災者支援

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	迅速なコールセンターの設置	▶ コールセンターの体制や業務範囲等を検討するとともに、迅速に外部委託ができるよう検討する。	▶ コールセンターの体制や業務範囲等を検討する。	○			総務課 関係課
2	被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る体制・しくみの構築	▶ 町民の生活再建に必須であり、他業務にも及ぼす影響の多い業務であることから、優先的な人員配置を行う。	▶ 被害認定調査及び罹災証明書の発行をはじめ、優先的に人員や場所を必要とする業務を定め、業務継続計画へ明記する。	○			総務課 税務課
		▶ 様々な機関から派遣される応援職員と実施事項について共通認識をもてるよう、調査前に共通の動画を使って研修を行う仕組みを効果的に活用する。	▶ 被害認定調査の調査員の受入マニュアルを作成する。	○			税務課
		▶ 県と連携して、被災者台帳をアップデートし、被害認定調査結果の入力やその結果に基づく罹災証明書の発行を円滑に行える体制を整備する。	▶ 県と連携し、被災者台帳整備のための情報管理、情報共有方法を検討する。	○	○		復興推進課 税務課
3	ワンストップ相談窓口の設置	▶ 支援の漏れがないように、ワンストップで案内できる仕組みを構築する。	▶ 被災者からの問い合わせの受付体制を検討し、担当事務や担当課等を、業務継続計画へ明記する。	○			総務課 復興推進課
4	様々な団体によるきめ細かな相談体制の充実	▶ 専門家や支援団体等の協力を得て、相談体制の充実を図る。	▶ 被災者支援が継続して実施できるよう、専門家や支援団体等と連携し、相談体制の充実を図る。	○	○	○	復興推進課
5	きめ細やかな被災者支援体制の確立と支援の実施	▶ 地域における持続的な活動へつなげることができるよう、引き続き様々な団体との連携を図る。	▶ 災害ケースマネジメントの充実を図る。	○	○	○	健康福祉課 復興推進課

2-10 住まいの再建

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	災害リスク等を考慮した仮設住宅建設候補地の平時からの選定	▶ 平時より、大規模災害の発生を想定した応急仮設住宅の建設候補地の選定を進める。	▶ 現在の建設用地以外にも、建設候補地を選定する。	○			復興住宅課
2	住宅再建に向けた相談体制の確保	▶ 住宅の再建や修繕に向け、被災者が必要とする相談に対応できる体制を維持する。	▶ 被災者の相談体制を継続する。	○	○	○	復興推進課
3	住宅の耐震化の推進	▶ 県と連携し、耐震化補助制度に関する相談会、セミナー等を開催する。	▶ 県と連携し、セミナー等を開催する。	○	○	○	復興住宅課

2-11 災害廃棄物

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	大規模災害でも対応可能な災害廃棄物処理計画の策定	▶ 災害規模の想定を見直し、大規模災害を想定した計画を策定する。	▶ 災害規模の想定を見直し、大規模災害を想定した災害廃棄物処理計画を策定する。	○			住民課
2	仮置場の事前検討	▶ 仮置場の配置などを事前に検討しておくことで、災害時に迅速に仮置場を開設できるようにする。	▶ 大規模災害の発生を想定した仮置場候補地を選定する。	○			住民課
3	仮置場への搬入ルールの設定	▶ 今般の経験を生かして、今後も混雑・渋滞を防止するため、地域ごとの受入日を設定することとする。	▶ 仮置場の運営も含めた災害廃棄物処理計画を策定する。	○			住民課
4	広域処理等を想定した関係者との事前の協議・関係性構築	▶ 処理施設の被災状況に応じて、広域処理が行えるよう、事前に県等との協議を行う。	▶ 広域処理が行えるよう、事前に県等との協議を行う。	○	○	○	住民課
		▶ 関係団体・事業者と災害協定の関係性を構築し、災害時に支援を依頼できる体制を確立し、県や関係団体を含めた訓練を実施する。	▶ 関係団体・事業者等と災害時応援協定を締結し、県や関係団体を含めた訓練を実施する。	○	○	○	住民課

2-12 災害関連死

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	災害関連死データの整理	▶ 本町の災害弔慰金等支給審査会におけるデータを整理する。	▶ 災害弔慰金等支給審査会における対象者データを整理する。	○			総務課 健康福祉課
2	災害関連死の分析と更なる検証	▶ 認定事例等の分析を行い、対策を検討する。	▶ 専門家、関係者等と連携し、分析を行うとともに、対策を検討する。	○			総務課 健康福祉課
3	事業所との連携による避難所の生活環境の改善	▶ 平時から事業者との連携体制を構築する。	▶ 避難所環境を改善できるよう、事業者と連携体制を構築するとともに、対策を講じる。	○			総務課
4	避難所における救護体制の強化	▶ 公立宇出津総合病院や能登北部医師会と平時から体制や連携方法を検討する。	▶ 関係機関等と連携し、避難所における救護体制や連携方法を検討する。	○	○	○	健康福祉課
5	在宅避難者や避難所避難者の見守り・巡回体制の強化	▶ 在宅避難者や避難所避難者の巡回体制や、関係機関等との連携方法を検討する。	▶ 在宅避難者や避難所避難者の巡回体制や連携方法を検討する。	○	○	○	健康福祉課
6	福祉避難所の効果的な運営のための体制づくり	▶ 県と連携し、ボランティアや外部団体による支援の受入れ等を早期に行えるように協定の締結を推進し、福祉避難所運営マニュアルを見直す。	▶ 社会福祉団体等と福祉避難所に関する災害時応援協定を締結する。	○			健康福祉課
		▶ 県と連携し、福祉避難所運営に協力できる民間事業者や団体等と協働体制を構築する。	▶ 民間事業者や団体等との連携も想定した福祉避難所の運営マニュアルを作成する。	○			健康福祉課

2-13 DX

No.	検証で得られたこと		今後の取組				
	教訓事項	教訓に基づく対応の 今後の方向性	実施内容	実施時期			実施主体
				短期	中期	長期	
1	迅速な被災者台帳作成にかかる平常時の準備	▶ 県や他市町と連携し、住民基本台帳(システム)から取り込むデータ項目(基本4情報、世帯、固定資産情報など)、データ作成手順をあらかじめ定めておく。	▶ 住民基本台帳から取り出すデータ項目、手順を整理する。	○			総務課 復興推進課 住民課 税務課
		▶ 各課における支援メニューの運用にあたっては、被災者台帳の個人・世帯番号に紐づける前提で業務データ管理を行う。	▶ 各支援メニューの運用にあたり、統合データ管理に併せた業務管理処理を行うよう周知し、実行する。	○	○	○	復興推進課 関係課
2	避難所等への通信機材の配置検討	▶ 県と連携し、衛星通信資機材等の設置を進め、それらの機材を災害時に活用できる体制を構築する。	▶ 県と連携し、Starlink等の衛星通信資機材を導入する。	○			総務課
3	「フェーズフリー」のデジタル活用	▶ 民間企業との災害時の連携を強化するほか、平時からデジタルツールの運用や情報発信の仕組みを整備しておく「フェーズフリー」の観点からDXを促進する。	▶ 企業やNPO等と連携し、平時にも災害時にも生かせるデジタル技術の導入を検討し、訓練等を実施する。	○	○	○	関係課
		▶ コロナ禍での対応経験が生かされたケースが確認されていることから、発災前からデジタルツールの運用体制や職員のリテラシー向上を進める。	▶ 職員向けのデジタルツールを学ぶ研修会を定期的実施する。	○	○	○	総務課

